

2027 年度

日系社会研修員受入事業
提案募集要項

- ・ 日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”
-

応募締切

2026 年 6 月 5 日（金）17 時必着

公示日：2026 年 4 月 1 日（水）

独立行政法人国際協力機構（JICA）

目 次

第 1 章 日系社会研修員受入事業の概要	3
1. 日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）とは.....	3
2. 研修場所.....	3
3. 事業対象者	3
4. 求められる研修内容	4
5. 事業の規模及び実施期間	4
6. 受入期間.....	5
7. 受入時期.....	5
8. 受入人数.....	6
9. 対象外の研修	6
10. 研修使用言語.....	6
11. その他.....	7
第 2 章 応募相談、応募方法及び選考の流れ.....	8
1. 応募相談、応募方法	8
2. 応募から研修開始までの大まかな流れ.....	10
3. 応募から研修開始までの詳細.....	11
4. 提案応募にかかる留意事項.....	12
第 3 章 応募資格要件と資格審査書類	14
1. 応募資格要件	14
2. 資格審査書類	14
第 4 章 提案書の作成	16
1. 提案書の構成と提出書類	16
2. 提案書の記載内容.....	17
3. 審査の視点.....	17
第 5 章 研修委託経費について	19
1. 【基準単価方式】	19
2. 経費内訳書の作成.....	19
事業の業務フロー	20

第 1 章 日系社会研修員受入事業の概要

1. 日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）とは

JICA の前進団体は中南米地域を中心に戦後の日本人の海外移住の支援を行い、JICA の関わる移住者として中南米地域には約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域の日系人人口は戦前の移住者を含め、300 万人を超えると推定され、移住国で日系社会を築き、現在までに各国の日系社会は移住先国の様々な分野での移住先国の発展のみならず日本との「懸け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。

移住研修員受入事業は 1971 年に開始され、2018 年からは日系人に限定せず、中南米地域の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす方々を受入れています。

日系社会研修員受入事業（多文化共生推進/日系協力型）は、わが国の地方自治体（各都道府県及び市町村）、公益法人、NGO、企業等の団体による日系社会研修員（通称“日系サポーター”）の受入にかかる提案を受け、JICA が、これらの団体に本事業受入の実施を委託して行う国民参加型事業です。本事業は、提案団体が日系社会研修員に対し研修を実施し、これら研修員が学びを得ることにより、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献するとともに、国民に幅広く、これらの事業への参加を促進し、助長することを目的としています。

2. 研修場所

原則として、研修は日本国内の提案団体または研修実施機関において実施します。

3. 事業対象者

以下の中南米 12 か国に生活基盤のある 21 歳以上の者を対象として実施します。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

4. 求められる研修内容

1990年の出入国管理及び難民認定法改正以降、主に就労目的として中南米から日本に渡った日系人が増加し、現在およそ30万人の日系人（主にブラジル、ペルーから）が日本の国内産業を支えています。しかし、言葉の壁により、自治体や病院等における公共サービスを十分に受けられなかったり、子供たちが日本の学校教育についていけず、学校側の受入体制も十分でない等の課題があります。また、前述の法改正から30年以上が経過し、日系人の定住化も進む中で、高齢化や心のケアといった課題も顕在化しています。

2020年度から開始された“日系サポーター”は、中南米日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす研修員の受け入れにより、多文化共生や地域課題解決に貢献すると同時に、研修員の日本語能力や各技術の専門性を高める人材育成の取り組みです。自身の専門性を磨き、研修で学んだ知識を活用・応用しながら、帰国後は自国において日系社会へ貢献することが期待されています。

日系サポーターは、研修員が受入団体の活動から学ぶことを通じて自身の日本語能力や専門性を高めるだけでなく、多文化共生促進や地域課題解決にも貢献することが期待されます。また、研修員は学んだ知識や経験を帰国後においても活用することが求められています。

2026年度の採択コースはJICA中南米部のホームページで公開しています。

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/outline.html>

5. 事業の規模及び実施期間

提案事業の実施期間は最大3か年度まで可能とします。

（従来通りの**1年間**、または**2年間の提案も可能**です。）

複数年度で採択された場合でも、契約は年度毎に分割して締結します。

※研修員の滞在期間は次項「6.受入期間」に定める通り年度を跨ぐことはできません。

6. 受入期間

「7.受入時期」の来日予定日から研修を終えて離日する日までの期間とします。同一の研修員の滞在期間が年度（5月～翌年2月末まで）を超えることはできません。

※複数年度採択の場合も年度ごとに契約、精算手続きを行うため各年度の業務にかかる業務完了届、業務実施報告書、経費報告書の提出が必要となります。

※年度末の手続きの関係上、2027年度の帰国日は2028年2月末日までに設定してください。（研修コースの効果上、特別な事情により3月の帰国日を希望される場合は担当国内機関へ別途ご相談ください。）

7. 受入時期

2027年度のJICAが定める来日予定日は以下のとおりです。（年5回）

研修員は来日後 JICA 横浜センターで5日間の共通プログラムを受講した後、各地に移動します。各地への研修員の移動日は以下のとおりです。

	グループ	来日予定日	横浜研修期間	各地への移動日
上半期	1	2027年5月12日（水）	5月13日（木）～ 5月19日（水）	5月20日（木）
	2	2027年7月14日（水）	7月15日（木）～ 7月22日（木）	7月23日（金）
下半期	3	2027年10月6日（水）	10月7日（木）～ 10月14日（木）	10月15日（金）
	4	2027年11月10日（水）	11月11日（木）～ 11月17日（水）	11月18日（木）
	5	2028年1月19日（水）	1月20日（木）～ 1月26日（水）	1月27日（木）

来日希望日については、第一希望と第二希望の記載をお願いします。

（同時期に類似コースが募集される場合、応募が分散し定員に満たない等の可能性があるため、実施時期の調整をご相談する場合があります。）

8. 受入人数

- ・ 1名以上から提案が可能です。

9. 対象外の研修

以下に該当する提案は受け付けられません。

- (1) 提案団体／研修実施機関の経済的利益に直接結びつく研修
- (2) 研修員による役務提供が中心となる研修
- (3) 日系社会および本事業対象国の発展および課題解決に直接結びつかない研修
(研修内容が研修員個人の趣味、教養の範疇となる研修)
- (4) 宗教活動・政治活動に関する、あるいはそれらと関係の深い研修

留意事項：医療分野で診療を伴う研修には、厚生労働大臣の「(外国人)臨床修練制度の許可」が必要とされます。

10. 研修使用言語

実施コースにおける主たる使用言語を提案書に記載してください。

(日本語、スペイン語、ポルトガル語、英語等)

※応募者の資格要件に高い日本語能力を求める場合、該当者が限定され、応募が定員に満たず、コースとして成立しない可能性があります。

なお、研修開始日、終了日および研修中のモニタリング等のため、研修監理員の部分的な配置が可能です。研修監理員は通訳及びモニタリングなどの研修監理業務を実施します。

研修監理員と通訳同行者

研修監理員は JICA との委任契約により、研修員の引率や通訳、現場における補助業務等の研修監理業務を行います。

研修監理員の代わりに、委託先において研修監理業務を行う人員(通訳同行者)を配置することも可能です。

通訳同行者の求人・採用手続きは、提案団体／研修実施機関の責任において行ってください。

11. その他

研修員の日本語能力や研修コースに必要とされる日本語能力に応じて、技術研修期間中に日本語研修を活動として実施することが可能です。

・日本語研修は、研修期間の冒頭や研修実施機関の長期休暇期間に集中的に実施することや、平日週 1～数回、実施件中与同時進行で学習することも可能です。(オンラインも可)

・日本語学校の授業料支払い手続きや、入学手続き等は、研修実施機関が担当し、基準単価方式の積算による研修委託費からお支払い頂きます。

※日本語研修は、受入が決定した研修員候補者の日本語能力によって、研修実施機関の判断により省略することもあります。

第2章 応募相談、応募方法及び選考の流れ

1. 応募相談、応募方法

【応募相談（国内機関）必須】

日系社会ニーズや応募者の状況に合った研修を行うため、本事業に応募をされる団体は、応募書類提出前に、必ず担当の JICA 国内機関に提案内容について相談してください。

以下提案団体の本部所在地（登記上の住所）または提案事業の実施主体となる支部等（ただし、法人登記簿に記載）がある都道府県を所管する JICA 国内機関に応募相談を実施してください。連絡先は以下をご参照ください。

国内機関での確認後に必要な修正作業の時間を確保するため、以下の期日までを目安に、素案をメールにてご共有ください。

素案共有期限目安：2026年5月22日（金）

（JICA 国内機関：住所、電話番号）

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

（担当課のメールアドレス）

https://www.jica.go.jp/overseas/america/__icsFiles/afieldfile/2025/05/01/11111.pdf

【応募相談（在外拠点）任意】

国内機関との応募相談（必須）に加え、任意で在外拠点から研修コース案件形成のために、提案内容について応募前に助言を受けることも可能です。（基本的にメールベースを想定）

提案コース内容が応募対象者の興味関心、能力や経験に合致しているか、実施時期、研修期間の長さ等について事前に助言を受けることで、より実現可能性の高い提案と

することができます。

※特に、特定の国を対象としたコース提案をご検討の場合は在外拠点への応募相談を推奨します。

在外拠点への応募相談を希望される場合は、以下の提出期限までに「案件提案書（様式2）の素案」及び「日程案」をご提出ください。（具体的に質問内容がある場合は、「在外拠点応募相談シート」にもご記入ください）

素案提出期限：2026年5月11日（月）日本時間17時必着

- ・提出先、提出方法は、以下の通り本提出の際の（3）（4）と同様。
- ・対象国12か国の在外拠点へ提案書素案を共有しますが、特に応募相談を行いたい対象国がある場合は、メールで提出の際にお知らせください。
- ・5月29日（金）までに、在外拠点からのコメントをフィードバック致します。

※なお、国内機関及び在外拠点への事前相談の実施をもって採択が保証されるものではありません。

【応募方法】（本提出）

（1）応募書類一式提出期限

2026年6月5日（金）日本時間17時必着

（2）提出書類

第3章2.に記載の資格審査書類、第4章1.に記載の提案書書類

（3）提出先

提案団体の本部所在地（登記上の住所）または提案事業の実施主体となる支部等（ただし、法人登記簿に記載）を所管する JICA 国内機関

【JICA 国内機関のメールアドレスは、以下参照】

https://www.jica.go.jp/overseas/america/__icsFiles/afieldfile/2025/05/01/111111.pdf

（4）提出方法

メールにて、電子データで提出ください。

※提案書応募様式は **Excel データのまま**で送付ください。

※本提出の際のメール件名は、「2027年度日系社会研修（日系サポーター）提案書提出」としてください。

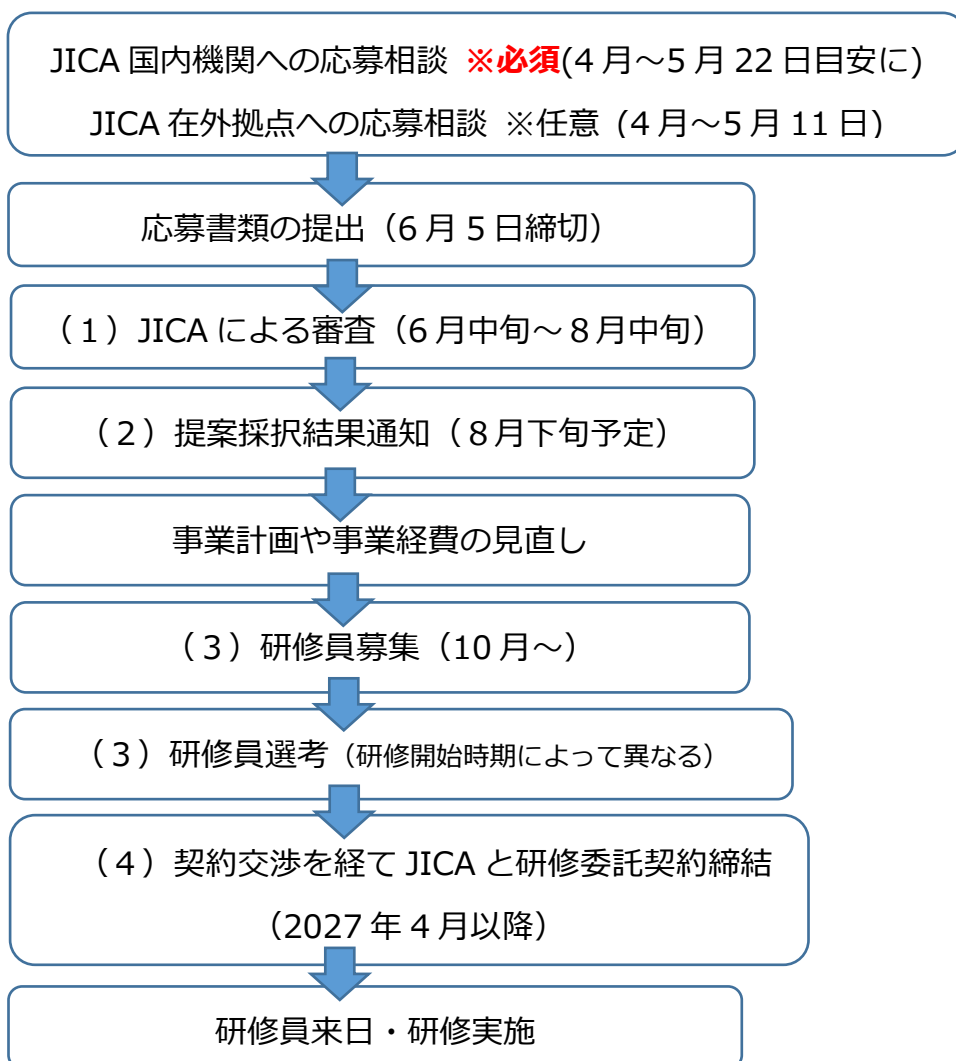
※同一団体から複数の案件を提案される場合「様式 2 案件提案書」、「様式 3 経費概算内訳書」「研修日程案」は、案件毎に作成してください。

※Zip形式(.zip)での圧縮ファイルでの提出は受け付けておりませんのでご注意ください。

※受信確認メールが届かない場合は提出先にお問い合わせください。

2. 応募から研修開始までの大まかな流れ

(1)~(4)の番号は、下記3.の内容と対応



3. 応募から研修開始までの詳細

(1) 資格・提案内容審査（6月中旬～8月中旬）

提案団体が応募要件を満たしているか、研修内容がニーズを反映しているか、内容や実施の工夫や帰国後の還元、研修経費の妥当性等を審査します。（第3章参照）。審査を通過した提案が正式採択となります。

(2) 提案採択結果通知（8月下旬～9月上旬（予定））

審査結果は JICA 国内機関を通じて通知します。なお、結果に関するお問合せにはお答えできません。

また、採択された提案コースは、コース名や提案団体名等の概要を JICA 中南米部ウェブサイト公表します。

採択されたコースについては、**各 JICA 国内機関と研修員募集に向けて研修計画や経費について協議を開始してください。**ただし、研修員の応募状況等によっては研修が実施できない場合もあります。

(3) 事業対象国における研修員募集（10月～）及び研修員選考（研修開始時期によって異なる）

事業対象国の JICA 在外拠点を通じて研修員募集を行います。なお、各国での選考状況や応募者の詳細はお答えできません。

各国で募集・選考を行い、各国の選考通過者について、所管の JICA 国内機関は、提案団体または研修実施機関と共同で候補者の選考を行います。その際、応募者と提案団体とのミスマッチ防止のため、オンライン面接を実施します。

選考結果は、各国の JICA 在外拠点経由で応募者に通知されます。

(4) 契約交渉を経て業務委託契約の締結（2027年度4月以降）

研修員応募状況や事業予算を踏まえ、提案団体と JICA で契約交渉を行い、研修委託契約を締結します。契約交渉では研修内容などを両方で再度協議して決定します。

4. 提案応募にかかる留意事項

1) 案件不成立となる場合があります。

本募集要項に基づきご提案いただいた研修は、審査を行い、採択を決定します。採択された場合でも、資格要件を満たす応募者がおらず実施に至らない場合や、予算状況により、応募者があっても実施しない、あるいは受入人数の調整を行う場合がありますので予めご了承ください。

2) 第1章9.に記載のとおり、提案団体／研修実施機関の経済的利益に直接結びつく研修や研修員による役務提供が中心となる研修は実施できません。

3) 研修実施準備に要した費用を JICA は負担できません。

研修実施の如何に関わらず、研修提案書の作成や研修員募集対応等、研修委託契約締結前の研修準備段階で生じた費用については、JICA は負担できませんのでご了承ください。

4) 研修コース実施中にモニタリングのため、JICA は直接又は研修監理員を通じて、研修実施機関や研修員本人にインタビューや、必要に応じ研修現場の訪問などを行いますので予めご了解ください。

5) 採択後に各国にて研修員募集を行います。研修希望者が、提案団体または研修実施機関の概要や研修内容を把握することを目的として、研修希望者が提案団体または研修実施機関に事前にコンタクトを取ることを認めています。研修応募希望者から研修内容等の確認があった場合には、適宜ご対応ください。ただし、正式受入は選考を経て JICA が決定するため、候補者の受入可否の言及は避けてください。

また、研修場所や生活環境（居室・食事・日用品購入等）について、研修希望者から事前の照会があった際は、研修内容等とあわせて事前にご説明をお願いします。研修希望者からコンタクトがあった場合、所管の JICA 国内機関にも情報を共有してください。

6) 提案団体または研修実施団体には、公益に資するこれまでの支援の経験・活動実績が求められます。このため、これら情報を案件提案書の「国内の中南米出身者のコミュニティにおける現状課題や共生する地域の関係者が抱える課題解決への取組実績」欄に記載いただきますようお願いいたします。

7) 案件目標を達成するために、研修員が技術習得を行う上で業務の補助として実務研修を行う必要がある場合、研修員受入に関する法令で定められた以下の点を踏まえ、実務研修の割合にご留意の上、研修計画を策定・実施してください。

- ・ 研修期間が4か月以内の場合

実務研修は、研修を受ける時間全体の3分の2以下とする。

- ・ 研修期間が4か月を超える場合

実務研修は、研修を受ける時間全体の4分の3以下とする。

8) 上記7)を踏まえ、研修計画策定および研修実施に際し、(a)非実務研修¹も実施すること、(b)研修受入体制を構築すること、(c)計画どおりに実施すること、(d)予定時間外の作業(「労働者」の「残業」と位置付けられ得るもの)を生じさせないこと等について十分に留意ください。

¹非実務研修の例：研修前の打合せ(インプット)、研修関連の講義、研修実施後のレポート(振り返り)、関連機関の見学、講習、日本語研修等の聴講等々

第3章 応募資格要件と資格審査書類

1. 応募資格要件

- (1) 提案団体の事業報告書及び収支報告書が毎年作成され、公表されていること。
- (2) 提案事業の実施に必要な財務状況・組織体制が確保されていること。
- (3) 日本国内に主たる拠点があること。
- (4) JICA 契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に規定する以下の失格要件に該当しないこと。
 - 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人。
 - 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。
 - 4) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者でないこと。
 - 5) 団体としての活動実績（設立準備期間含まず）が 2 年以上ある者
- (5) 提案書類内容に虚偽の内容が記載されていないこと。

なお、JICA との研修委託契約に基づき実施します。提案団体には、研修監理、経理処理を含む事務処理等も求められます。

2. 資格審査書類

- (1) 提出書類 ※1 部ずつ提出ください

※地方公共団体が直接事業を実施する場合は資格審査書類の提出は不要です。

- 1) 定款

提案団体が地方自治体又は国公立大学法人の場合、審査書類の提出は不要です。

- 2) 役員名簿
- 3) 直近 2 年間の事業報告等（団体の事業や活動歴がわかる書類）
- 4) 直近 2 回会計年の収支報告書

- 5) 法人登記簿謄本（発行から 3 か月以内のもので写し可、法人格を持たない団体は提出不要）
- 6) 納税証明書（未納税額のない証明書）（発行日から 3 か月以内）写し可
※納税証明書は住所他（納税地）を所轄する税務署から入手してください。
※国公立大学法人の場合、審査書類の提出は不要です。
- 7) 全省庁統一資格審査結果通知書
※ 7) は上記 1) ～ 6) に代えることができます。

※必要に応じ、追加で関連書類の提出を求める場合があります。

第4章 提案書の作成

1. 提案書の構成と提出書類

提案書は提案された案件を実施することが妥当であるか、実施体制は適切か等を判断するために必要な書類です。また、今後日系サポーターを事業対象国において募集するための「日系社会研修員募集要項」作成の基礎資料となり、記載内容をスペイン語・ポルトガル語に翻訳し、研修コースの応募希望者が読むこととなります。

(1) 提案書

別紙「案件提案書作成の手引き」に基づき、作成してください。

下記2. 提案書の記載内容も参考にしてください。

(2) 様式1 案件提案書の提出について（表紙）

提案の研修が採択となった場合、研修実施は JICA と提案団体との間で締結される研修委託契約に基づくため、本様式の代表者名には、提案団体として、契約書に記名・押印²できる方の記入をお願いします。

(3) 様式2 提案書（提案内容記載）

事業対象国において研修員を募集するための「日系社会研修員募集要項」作成の基礎資料となり、記載内容は応募希望者が読むこととなります。

(4) 様式3 経費概算内訳書

研修費用の概算金額を記入してください。

日系サポーターは、基準単価方式となります。

² 「研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて（更新）」参照

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

2. 提案書の記載内容

提案書記載の上では以下の点も参考に作成してください。

- (1) 実施の背景と現状課題分析
 - 1) 国内の中南米出身者を中心とするコミュニティにおける現状、課題分析
 - 2) 研修修了後の成果及び成果の指標
- (2) 現在における団体における取組み
日本国内の中南米出身者及び外国人支援の取組み
- (3) 過去の JICA 研修実施実績と現在の状況（継続した実施のコース対象）
過去の実施状況と成果（研修員の目標達成度や貢献、帰国後の活躍等）と分析を記載してください。
- (4) ニーズの把握、研修の応募対象となるターゲット層

3. 審査の視点

以下の審査の視点について提案書作成の参考にしてください。

- (1) 審査の前提条件
 - 1) 本事業の応募資格を満たし、必要書類が提出されている。
 - 2) 対象外の研修に該当しない。
- (2) 研修の実施体制
 - 団体において事業の実施に有効な組織体制を有しているか。
- (3) 提案書記載内容
 - 提案書記載の各項目が的確、かつ論理的に述べられているか。
 - 事前に応募相談を行い、打合せ内容を踏まえた提案となっているか。
- (4) 研修応募者見込み
 - 応募者が見込まれる研修内容であるか。事業対象国のどのような層が関心を持って参加してもらえるかのターゲット層の絞り込みが出来ているか。
これまでに研修に参加した帰国研修員とのネットワークの事例等
- (5) 案件としての妥当性
 - 1) 研修内容が国内の中南米出身者を中心とするコミュニティの抱える課題や支援ニーズに整合しているか。

- 2) 研修内容が、研修員の日本語能力や専門性の向上、帰国後のキャリアに役立つものとなっているか。
 - 3) 研修全体日程において、日系サポーター研修員が研修実施期間の活動に関わったことにより、のちに地域に暮らす中南米や外国ルーツの方々の暮らしや学びに具体的に役立つ成果（教材やヒアリング調査の編集等）に直接結びつくかどうか。
- (6) JICA の他事業との連携が見込まれる場合において、評価します。

第5章 研修委託経費について

1. 【基準単価方式】

日系サポーターは**基準単価方式**となります。

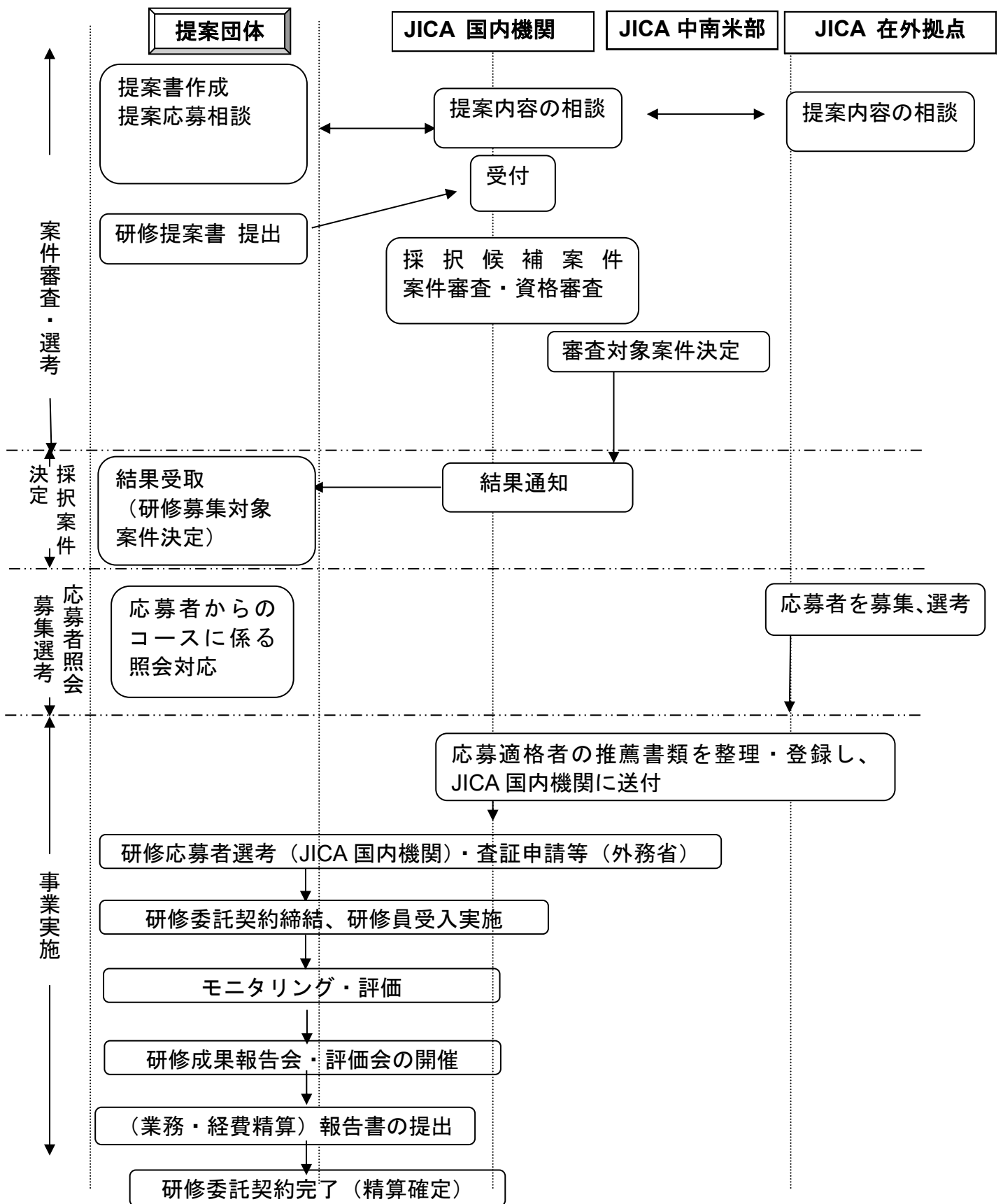
研修内容や研修実施のスケジュールに基づいた正式契約時に技術研修期間を確認し、契約前に定めます。

2. 経費内訳書の作成

「研修委託ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を必ず参照し、ガイドラインに提示している以下ウェブサイトの様式を用いて作成ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline-next.html

事業の業務フロー



応募書類（様式）一覧

➤ 日系社会研修（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”提案書

1. 2027年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”案件提案書の提出について（様式1）
2. 2027年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”案件提案書（様式2）
3. 2027年度日系社会研修員受入事業（多文化共生推進／日系協力型）“日系サポーター”経費概算内訳書（様式3）
4. 2027年度日系社会研修員受入事業 研修日程案
5. 在外拠点応募相談シート

【応募様式掲載場所】

JICA 中南米部ウェブサイト掲載の各 Excel データの様式をダウンロードし、使用してください。

JICA 中南米部ウェブサイト：

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/outline.html>

※Excel 上に設定されている数式やプルダウン項目の変更等はしないようご注意ください。記載方法については別紙「案件提案書作成の手引き」を参照してください。

【日系社会研修 研修委託ガイドライン】

「研修委託契約ガイドライン」についてもご確認ください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline-next.html